

香川県規則第56号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則
香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前							
別表3（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所の個別決裁事項						別表3（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所の個別決裁事項							
課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分			課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		
				所長等	次長	課長等					所長等	次長	課長等
総務課	1～4 略						総務課	1～4 略					
	その他	(1)・(2) 略						その他	(1)・(2) 略				
		(3) 株式会社日本政策金融公庫の貸付対象事業に係る補助金交付状況調書を株式会社日本政策金融公庫へ提出すること。	○			○			(3) 農林漁業金融公庫の貸付対象事業に係る補助金交付状況調書を農林漁業金融公庫へ提出すること。	○			○
		(4) 略							(4) 略				
税務課	略					税務課	略						
環境管理室	1～4 略						環境管理室	1～4 略					
	5 生活環境の保全に関する条例関係事務（県が環境保全協定等を締結した事業場に係る事務を除く。） 条…香川県生活環境の保全に関する条例 規…香川県生活環境の保全に関する条例施行	(1) ばい煙発生施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条6条1項、規77条）	○	○				(1) ばい煙発生施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条6条1項、規52条）	○	○			
		(2) 一の施設がばい煙発生施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条7条1項、規77条）	○	○				(2) 一の施設がばい煙発生施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条7条1項、規52条）	○	○			
		(3) ばい煙発生施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条8条1項、規77条）	○	○				(3) ばい煙発生施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条8条1項、規52条）	○	○			
		(4)～(6) 略						(4)～(6) 略					
		(7) 粉じん発生施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条18条1項、規77条）	○	○				(7) 粉じん発生施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条18条1項、規52条）	○	○			
		(8) 粉じん発生施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条18条3項、規77条）	○	○				(8) 粉じん発生施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条18条3項、規52条）	○	○			
		(9) 一の施設が粉じん発生施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条19条1項、規77条）	○	○				(9) 一の施設が粉じん発生施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条19条1項、規52条）	○	○			

規則	(10) 略				
	(11) 汚水等排出施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条25条1項、規77条)	○	○		
	(12) 一の施設が汚水等排出施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条26条1項、規77条)	○	○		
	(13) 汚水等排出施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条27条1項、規77条)	○	○		
	(14)～(16) 略				
	(17) 公害防止責任者の設置又は変更の届出を受けること。(条102条2項)	○	○		
	(18) 特定工場等の設置者等に対し、必要な事項の報告を求めること。(条105条1号・14号)	○	○		
	(19) 当該職員に、特定工場等に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させること。(条106条1項1号・8号)	○	○		
	6～10 略				
森林整備室～用地管理課 略					

規則	(10) 略				
	(11) 汚水等排出施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条25条1項、規52条)	○	○		
	(12) 一の施設が汚水等排出施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条26条1項、規52条)	○	○		
	(13) 汚水等排出施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条27条1項、規52条)	○	○		
	(14)～(16) 略				
	(17) 公害防止責任者の設置又は変更の届出を受けること。(条83条2項)	○	○		
	(18) 特定工場等の設置者等に対し、必要な事項の報告を求めること。(条86条1号・6号)	○	○		
	(19) 当該職員に、特定工場等に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させること。(条87条1項1号・4号)	○	○		
	6～10 略				
森林整備室～用地管理課 略					

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～9 略

10 保健福祉事務所

課名	関係事務	事 項	所長等 委任	決裁区分	
				所長等	課長等
略					
環境 管理 室	1～4 略				
	5 生活環境の保全に関する条例関係事務(県が環境保全協定等を締結した事業)	(1) ばい煙発生施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条6条1項、規77条)	○	○	
		(2) 一の施設がばい煙発生施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条7条1項、規77条)	○	○	

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～9 略

10 保健福祉事務所

課名	関係事務	事 項	所長等 委任	決裁区分	
				所長等	課長等
略					
環境 管理 室	1～4 略				
	5 生活環境の保全に関する条例関係事務(県が環境保全協定等を締結した事業)	(1) ばい煙発生施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条6条1項、規52条)	○	○	
		(2) 一の施設がばい煙発生施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条7条1項、規52条)	○	○	

場に係る事務を除く。) 条…香川県生活環境の保全に関する条例 規…香川県生活環境の保全に関する条例施行規則	(3) ばい煙発生施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条8条1項、規77条)	○	○	
	(4)～(6) 略			
	(7) 粉じん発生施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条18条1項、規77条)	○	○	
	(8) 粉じん発生施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条18条3項、規77条)	○	○	
	(9) 一の施設が粉じん発生施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条19条1項、規77条)	○	○	
	(10) 略			
	(11) 汚水等排出施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条25条1項、規77条)	○	○	
	(12) 一の施設が汚水等排出施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条26条1項、規77条)	○	○	
	(13) 汚水等排出施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条27条1項、規77条)	○	○	
	(14)～(16) 略			
	(17) 公害防止責任者の設置又は変更の届出を受けること。(条102条2項)	○	○	
	(18) 特定工場等の設置者等に対し、必要な事項の報告を求めること。(条105条1号・14号)	○	○	
	(19) 当該職員に、特定工場等に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させること。(条106条1項1号・8号)	○	○	
	6～10 略			

11～28 略

29 土地改良事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 一般関係事	(1)～(5) 略			

場に係る事務を除く。) 条…香川県生活環境の保全に関する条例 規…香川県生活環境の保全に関する条例施行規則	(3) ばい煙発生施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条8条1項、規52条)	○	○	
	(4)～(6) 略			
	(7) 粉じん発生施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条18条1項、規52条)	○	○	
	(8) 粉じん発生施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条18条3項、規52条)	○	○	
	(9) 一の施設が粉じん発生施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条19条1項、規52条)	○	○	
	(10) 略			
	(11) 汚水等排出施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条25条1項、規52条)	○	○	
	(12) 一の施設が汚水等排出施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条26条1項、規52条)	○	○	
	(13) 汚水等排出施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条27条1項、規52条)	○	○	
	(14)～(16) 略			
	(17) 公害防止責任者の設置又は変更の届出を受けること。(条83条2項)	○	○	
	(18) 特定工場等の設置者等に対し、必要な事項の報告を求めること。(条86条1号・6号)	○	○	
	(19) 当該職員に、特定工場等に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させること。(条87条1項1号・4号)	○	○	
	6～10 略			

11～28 略

29 土地改良事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 一般関係事	(1)～(5) 略			

務	(6) 株式会社日本政策金融公庫の貸付対象事業に係る補助金交付状況調書を株式会社日本政策金融公庫へ提出すること。	○		○
	(7)～(10) 略			
2～6 略				
30～32 略				

務	(6) 農業漁業金融公庫の貸付対象事業に係る補助金交付状況調書を農林漁業金融公庫へ提出すること。	○		○
	(7)～(10) 略			
2～6 略				
30～32 略				

附 則
この規則は、平成20年10月1日から施行する。